

美里町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の取得について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積を定め取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 農地法第3条第2項第5号の規定により、美里町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 町内に存する居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない戸建ての建物をいう。
- (4) 空き家バンク制度 埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱に規定する空き家バンク制度をいう。
- (5) 空き家に付随した農地 空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が所有する町内にある農地のうち、空き家とセットで農地を取得する際、農地法第3条第2項第5号の規定にある面積を別段面積にて取扱うこととして農業委員会が指定したものをいう。
- (6) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (7) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段面積)

第3条 農業委員会が定める別段面積は、1アールとする。

(指定条件)

第4条 農業委員会は空き家に付随した農地とするときは、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 農地は1筆ごとに指定を行い、遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理若しくは農作物の栽培が行なわれる見込みがないこと。
- (2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡しその相続人が明らかである場合は同一の相続人とする。

(別段面積の適用条件)

第5条 空き家に付随した農地を取得しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 農地の取得の日から起算して、5年以上継続して取得した空き家へ居住及びその農地を耕作すること。
- (2) 空き家と農地の所有権設定については、同一の所有者であること。

(申請方法)

第6条 空き家に付随した農地として申請する者は、次の各号に定める書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付随した農地指定申請書(様式第1号)
- (2) 空き家バンクに登録されていることの確認書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

2 空き家に付随した農地を取得しようとする者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の各号に定める書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書(様式第3号)
- (2) 農地利用計画書(様式第4号)
- (3) 空き家に居住することが確認できるもの、仲介結果が確認できるもの又は賃貸契約書若しくは売買契約書の写し等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

3 農業委員会は、前1項の規定による書類の提出を受けた場合、総会で空き家に付随した農地を決定する。また、前2項の規定による書類の提出を受けた場合、総会で空き家に付随した農地の取得について、農地法第3条として審議するものとする。

(遊休農地の解消)

第7条 前条第3項の規定により空き家に付随した農地を取得した者は、取得した遊休農地を解消し、次に定める書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 遊休農地を解消した届出書(様式第5号)。

(指定の解除)

第8条 農業委員会は、前条の規定による書類の提出を受け、遊休農地の状態が解消したことを確認したときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。

(告示)

第9条 農業委員会は、第6条第3項の決定したとき又は前条の解除をしたときは、速やかに告示をするものとする。

(許可後の調査及び指導)

第10条 農業委員会は、この告示に従い農地法第3条第1項の規定により許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、この告示に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、指導を行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。